

議題（6）業務委託について

1. 連携計画策定に係る業務委託（案）

（1）業務概要

業務名：箕面市地域公共交通総合連携計画策定業務委託

業務内容：箕面市内のバス交通に関して、東西交通の確保などの課題解決や公共施設巡回福祉バス（Mバス）の利便性向上等のため、ローカル輸送を中心としたバスネットワークの見直し、実証運行計画、バス利用促進方策及び協議会運営支援に関する業務を行う。

（2）業務規模及び履行期間

業務規模：実施計画の認定に基づく額以内（消費税込み）

履行期間：平成22年3月中旬（予定）

2. 業務委託の受託者選定（案）

（1）受託者の選定方法

受託者の選定については、通常の競争入札では金額の多寡のみの比較となり、知識、技術力など業務の本質となる専門性や説明能力が確保できない可能性がある。

計画の策定は、公共交通、とりわけバス交通の導入やバス利用促進等に関する専門知識、技術、ノウハウが必要である。

さらに、協議会の議論を十分に理解し、計画策定に反映させる能力が求められるので、競争入札は行わず、企画提案による企画競争とする。

（2）企画提案者

企画提案者は公募とするが、次の参加候補資格を有する者とする。

箕面市の指名登録業者であること。

箕面市の指名停止を受けている期間中でないこと。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

過去に同種業務（公共交通に関する構想や計画、バス導入計画策定業務等に関連する業務）の実績があること。

協議会と契約する支店等が、大阪府下にあること。

協議会が実施する説明会に出席できること。

（3）選考会及び選定基準

選考会は、大阪大学大学院工学研究科助教、阪急バス株式会社の代表、大阪船場繊維卸商団地協同組合の代表、箕面市市長公室長、箕面市都市計画部長の5名とし、選定基準に基づき厳正・公平な審査をするものとする。

業務内容の理解度、提案内容の具体性、独創性、業務実施の確実性・安定性等の選定基準その他選定に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（4）結果の報告・承認及びスケジュール

選考会は、審査結果を速やかに会長に報告するものとする。

会長は、協議会の承認を得たうえで契約するものとする。

スケジュールは別紙により進めるものとする。

企画提案に係るスケジュール

